

学校法人会計と企業会計との違い

学校法人会計と企業会計の違いを述べる際、まずは両者の事業目的の違いについて述べることが不可欠です。

企業がその活動において業績を伸ばし利益を獲得することが目的なのに対して、学校法人は公共性の高い教育を提供し続けていくということが目的となっています。具体的な指標として、企業会計においては、その損益計算書で純利益がいくらになっているかを明確にすることが必要なのに対して、学校法人会計においては、その事業収支活動計算書で教育を継続し得る資産の保有を前提に、いかに均衡が取れた収支を維持できるかということを明確にすることが求められています。

学校法人では、収入はすべて教育研究のために還元されることが基本であり、分配のための利益をあげるという概念は存在しません。単年度の収支を確定し、収入超過であれば未来の教育研究のためにどのように有効活用していくか、支出超過となればそれをどう軌道修正し縮小していくかが課題となります。

さて、両会計においては、その財政状態を広く公表できるよう財務諸表が作成されています。企業会計では、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書であり、学校会計では、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書等です。

2013年に文部科学省より『学校法人会計基準の一部改正について(通知)』等関連通知が発出され、学校法人会計を社会によりわかりやすく説明できる仕組みを充実していくと同時に、学校法人自体の経営判断に資することを目的とした改正が行われました。この改正により、学校法人会計の指標の一つであった「消費収支計算書」がその様式を一新し「事業活動収支計算書」となりました。当該計算書は、その構造が企業の損益計算書に酷似したものとなっています。(図1参照)

(図1) 事業活動収支計算書と損益計算書

事業活動収支計算書			企業：損益計算書(P/L)		
経常収支の部	教育活動収入	学生生徒等納付金	本業に係る部分	商品販売	売上高
		手数料			売上原価
		寄付金			売上総利益(損失)
	教育活動支出	経常費補助金	販売補助	販売費及び一般管理費 (人件費、減価償却費等)	
		教育研究事業収入計		営業利益(損失)	
		人件費		営業外収益(受取利息等)	
	教育活動外収入の部	教育研究経費	本業外部分	営業外費用(支払利息等)	
		管理経費		経常利益(損失)	
		徴収不能引当金繰入額		臨時的部分	特別利益(貸倒引当金戻入等)
	教育研究事業支出計	特別損失(固定資産売却損等)			
教育活動収支差額	【予備費】				
教育活動外支出の部	受取利息・配当金	税金	税引前当期純利益(損失)		
	教育活動外収入計		法人税、住民税、事業税		
	支払利息		当期純利益(損失)		
教育活動外支出の部	教育活動外支出計				
	教育活動外収支差額				
	経常収支差額				
特別収支の部	資産売却差額				
	その他の特別収入(現物寄付、施設設備寄付金、施設設備補助金等)				
	特別収入計				
特別収支の部	資産処分差額				
	その他の特別支出(災害損失等)				
	特別支出計				
特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
繰越収支差額の部	前年度繰越収支差額				
	基本金取崩額				
	翌年度繰越収支差額				

では簡単に、事業活動収支計算書と損益計算書の構造的類似点を説明します。企業の第一目的の利益を獲得するために、その獲得した利益の内訳を株主総会に報告し、投資家はその情報を元に投資・分配等の決断をします。そのために、企業の損益計算書では段階利益が集計され開示されています。この度の学校法人の事業活動収支計算書はこの様式に準じ、学校法人においてどのような活動から収支差額が出たかが明らかになるように変更されています。

なるべくわかりやすいように両計算書を並べ、類似する数値に関しては、双方向矢印で示しています。具体的に説明すると、本来の事業活動による収支(学校法人は教育活動収支差額—企業は営業利益)、本来の事業活動外による収支(教育活動外収支差額—営業外収益・費用差額)、経常的な活動による収支(経常収支差額—経常利益)、臨時的な活動による収支(特別収支差額—特別利益・特別損失差額)、年間収支(基本金組入前当年度収支差額—税引前当期純利益)と対応しています。企業ではこの税引前当期純利益から法人税等利益に対する税金を差し引き当期純利益を算出し、学校法人ではこの基本金組入前当年度収支差額から基本金を差し引き当年度収支差額を算出する仕様となっています。

ではここで、両会計の大きな違いとなる「基本金」と「資本金」について説明したいと思います。

企業会計の「資本金」は、不特定多数の投資家から集めた企業の資本です。それは投資家の所有物であり、資本金を提供するか解約するかは投資家の意思に属しています。また、それを元手に獲得した利益＝儲けについても同様で、投資家が構成する最高議決機関である株主総会で事業に投資するのか、投資家に分配するのか等を決定することができます。

一方、学校法人会計の「基本金」は、学校法人が教育事業を継続するにあたり不可欠な土地、建物、資金等の財産を数値で表したものです。その原資は学校法人の設置当初寄付によって賄われたもので、誰の所有物でもありません。以降、学校法人が財産を取得した場合には、原則としてその金額をすべて基本金に計上します(このことを学校会計では基本金を“組入れ”ると表現します。)。そして、一旦基本金に組入れた金額は原則として取崩すことはできません。また、やむを得ず、取崩すとしても厳格な要件が設定されています。これによって、学校法人は教育研究の継続を担保しているのです。

さて、ここで事業活動収支計算書と損益計算書が比較しやすい形式になったことにより、純粋な疑問が顕在化してくるかもしれません。それは、補助金交付や税金面で優遇されている学校法人が実質企業における当期純利益と思われる基本金組入前収支差額から、利益を減じさせる基本金組入れを行うという仕組みがまさに可視化するからです。例えば、学校法人の事業活動が順調で収入超過を計上する場合、なぜ最終段階で基本金組入れをしてわざわざ“利益”を減額させる処理をするのか、ましてや事業活動が停滞し支出超過を計上する場合、なぜ最終段階で“利益”がないにもかかわらず、更に収支を悪化させる基本金組入れを行うこととするのか。前者においては、“利益”を内部留保資金として秘匿しようとしているのではないかという疑念を抱かれ、後者においては業績が支出超過に転落しているにもかかわらず設備投資を行うという矛盾した状況になっていると指摘を受けるかもしれません。

これらの疑問は、冒頭に説明しました企業と学校法人の事業目的が異なるということで説明できます。企業がその利益獲得を第一目的とするならば、学校法人の第一目的は公共性の高い教育の提供を継続していくことです。事業の業績が悪化し、企業が設備投資を見送らざるを得

ない状況に陥ったとしても、学校法人の場合は設備投資を見送ることはできません。それは、最新の良質な教育研究を提供できているか否かこそが学校法人の存在意義だからです。教育研究の提供によって未来ある人材を育成し続けることこそ学校法人の使命であるからです。

しかし、学校法人は業績不振を気にせず設備投資を行っても良いという訳では決してありません。そんなことをしていればあっという間に学校運営は破綻してしまうでしょう。学校法人は、より正確な見立てで中長期事業計画(財政・建設計画)を策定し、ステークホルダーに対し説明責任があることは言うまでもありません。